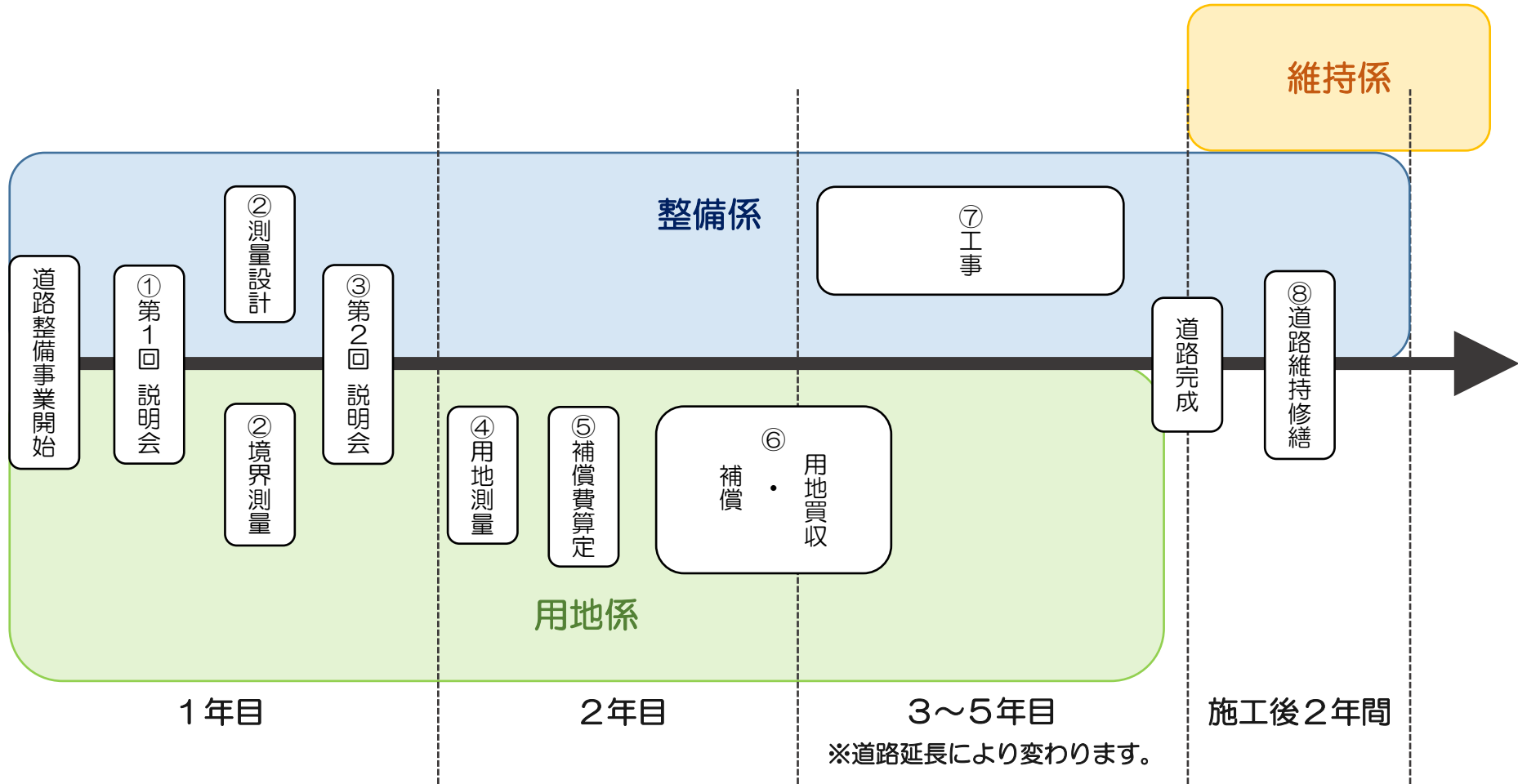


道路整備事業のあらまし



北上市 都市整備部 道路環境課

道路整備事業の進め方



① 第1回説明会

地域から整備要望のあった道路を確認し、整備する道路の基本的な構造や事業の進め方を説明します。

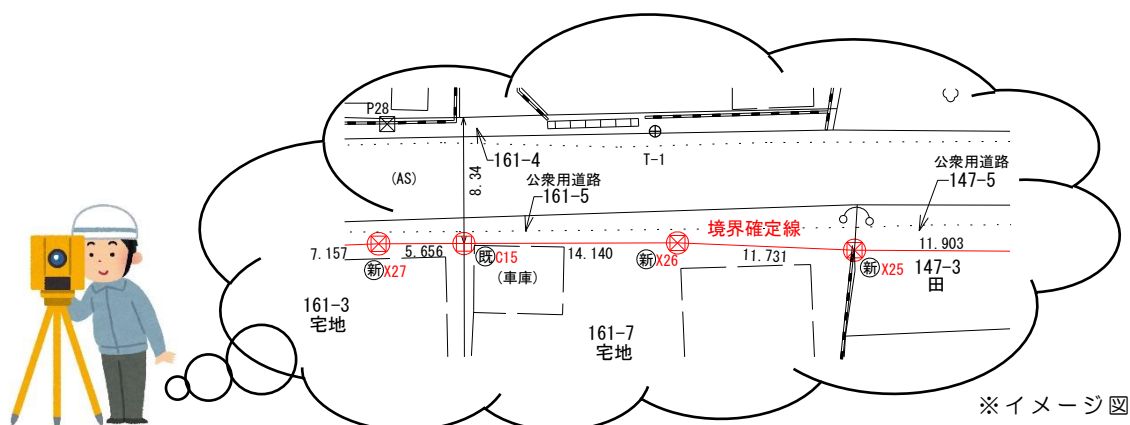


② 測量設計・境界確定測量

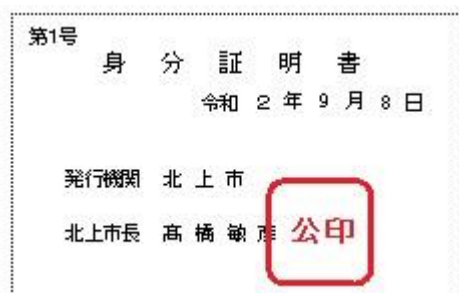
測量設計（整備係）：地形測量や地盤調査をし、道路の設計を行います。

境界測量（用地係）：境界測量をし、整備前の道路（官有地）と個人所有（民有地）との境界を確認します。

この境界は、地権者の現地立会で決定します。立会は、地権者へ市から依頼文書を送付します。



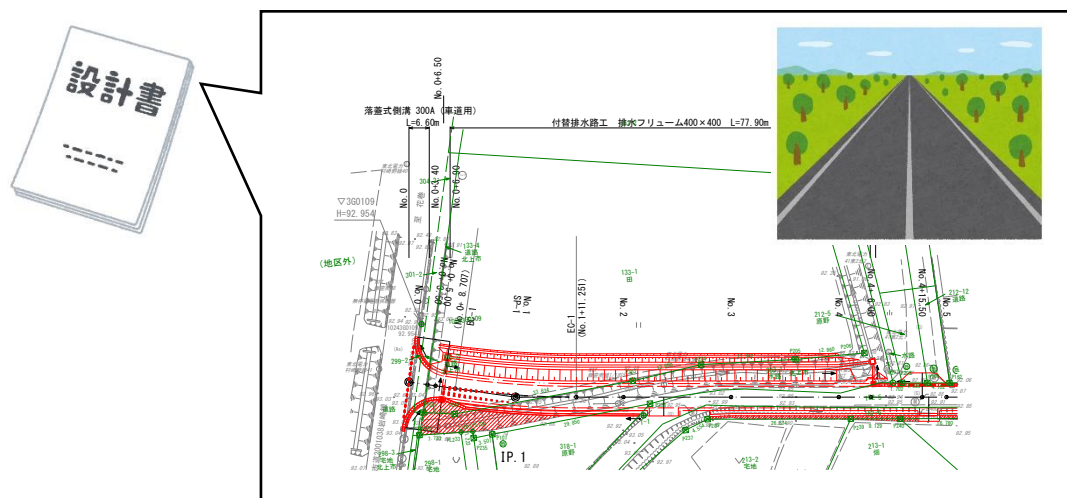
なお、これらの測量は、市から委託を受けた業者が行います。
また、民有地への立ち入りは、事前にお知らせ文書を送付し、市発行の身分証を携行した者が行います。



※業者により様式が違いますが、必ず公印があります。

③ 第2回説明会

測量設計にて作成した道路図面案を使用して、整備する道路の詳細形状等を説明します。

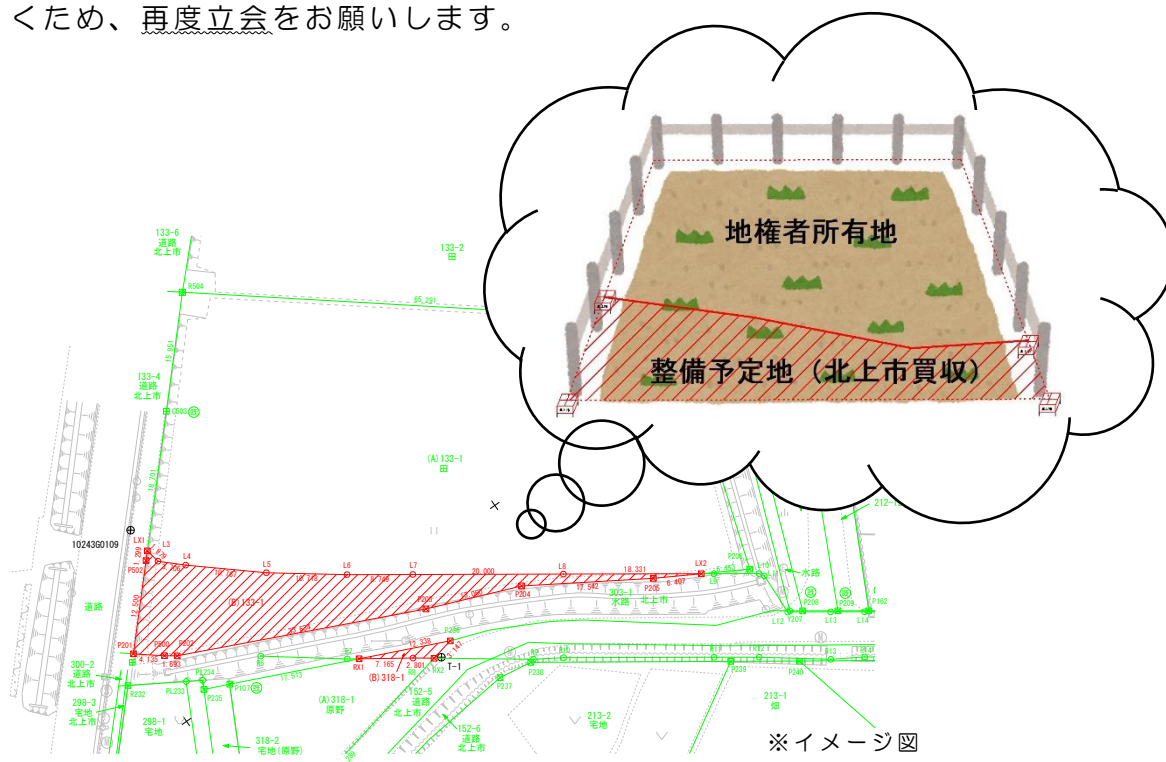


※イメージ図

④ 用地測量

道路図面を使い、整備に必要な民有地の測量をします。

この測量は、買収予定地と隣接地を測り、整備に必要な民有地を分筆・買収するために行います。なお、分筆する境界や隣接地との境界を確認していただくため、再度立会をお願いします。



⑤ 補償費算定

土地の補償（買収）：土地の買収価格は、市で行った近隣土地売買事例や、地価公示価格等を参考にして算定します。



物件等の補償



：整備予定地にある建物、工作物、立竹木等については、所有者に移転や撤去を行っていただくための費用を、物件に適した方法で費用算定します。なお、物件の種類により、算定を市から委託を受けた業者が行うことがあります。

⑥ 用地買収・補償

算定した土地代金や物件等の補償額を各地権者ごとに説明します。説明内容をご承諾いただけましたら、用地買収・補償の手続きを行います。



※用地買収の注意事項

• 土地の登記について

お譲りいただいた土地は、市で分筆・所有権移転登記等を行います。



• 買収地の相続権について

買収地に相続権がある場合、買収する分は、遺産分割協議書又は同協議証明書が準備できれば市が相続の代位登記を行うことができますが、可能な限り事前に相続手続きをお願いします。



• 抵当権について

買収地に住宅ローン等の金融機関による抵当権が設定されている場合、買収する分は、市が解除の手続きを行います。ただし根抵当権、休眠抵当権等については、地権者での解除をお願いします。

• その他権利について

地上権、賃借権、その他所有権の行使を阻害する第三者の権利や公租、公課、または負担金等がある場合は、解除をお願いします。

• 物件等の補償について

物件等については、地権者にて市が算定した補償費を使い移設・撤去をお願いします。

• 各代金のお支払い

土地代金：所有権移転登記完了から約 1 か月後

補償費：物件移転・撤去を市担当者が確認してから約 1 か月後



※建物移転を伴う場合は、補償契約額の 50%以内を前金払いすることがあります。

⑦ 工事

整備する道路形状等を考慮し、工事する箇所の順序を決め施工します。なお、施工は道路形状や延長によりますが、過去の実績から1～4年間程度の期間が必要となります。また、工事を始める際は、工事業者からお知らせのチラシを配布します。



⑧ 道路維持修繕

施工完了後の道路破損については、状況により下記係にて対応します。

施工完了2年以内：整備係または維持係

施工完了2年以降：維持係

※施工が原因の道路破損は整備係、
それ以外は維持係対応となります。



※連絡先

用地係 0197-72-8275

整備係 0197-72-8274

維持係 0197-72-8273